

福島県福祉サービス第三者評価基準

自己評価＜付加項目編＞

(救護施設版)

平成20年3月

救護施設版〈付加項目編〉（28項目）

A-1 利用者の尊重	
(1) 利用者の尊重	
①	コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている
②	利用者の主体的な活動を尊重している
③	利用者の自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援体制が整備されている
④	利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある
A-2 日常生活支援	
(1) 食事	
①	サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている
②	食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として美味しく、楽しく食べられるように工夫されている
③	喫食環境（食事時間を含む）に配慮している
(2) 入浴	
①	入浴は、利用者の障がい程度や介助方法など個人的事情に配慮している
②	入浴は、利用者の希望に沿って、安全かつ適切に行われている
③	浴室・脱衣場等の環境は適切である
(3) 排泄	
①	排泄介助は快適に行われている
②	トイレは清潔で快適である
(4) 衣服	
①	利用者の個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援している
②	衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である
(5) 理容・美容	
①	利用者の個性や好みを尊重し、選択について支援している
②	理髪店や美容院の利用について配慮している
(6) 睡眠	
①	安眠できるように配慮している
(7) 健康管理	
①	日常の健康管理は適切である
②	必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる
③	内服薬・外用薬等の扱いは確実に行われている
(8) 余暇・レクリエーション	
①	余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている
(9) 外出・外泊	
①	外出は利用者の希望に応じて行われている
②	外泊は利用者の希望に応じるよう配慮されている
(10) 作業	
①	必要により作業を提供している
(11) 地域生活への移行	
①	必要に応じて地域生活へ移行するための支援を行っている
(12) 所持金・預かり金の管理等	
①	預かり金について、適切な管理体制が作られている
②	新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に沿って利用できる
③	嗜好品（酒、たばこ等）については、健康上の影響等に留意した上で、利用者の意志や希望が尊重されている

A-1 利用者の尊重

1-(1) 利用者の尊重

A-1-(1)-① コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。

【判断基準】

- a) コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。
- b) コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫が十分ではない。
- c) コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされていない。

A-1-(1)-② 利用者の主体的な活動を尊重している。

【判断基準】

- a) 利用者の主体的な活動が尊重されている。
- b) 利用者の主体的な活動の尊重が十分ではない。
- c) 利用者の主体的な活動が尊重されていない。

A-1-(1)-③ 利用者の自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制が整備されている。

【判断基準】

- a) 見守りと支援の体制が整備されている。
- b) 見守りと支援の体制の整備が十分ではない。
- c) 見守りと支援の体制が整備されていない。

A-1-(1)-④ 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある。

【判断基準】

- a) 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがある。
- b) 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムが十分ではない。
- c) 利用者のエンパワメントの理念にもとづくプログラムがない。

A-2 日常生活支援

2-(1) 食事

A-2-(1)-① サービス実施計画に基づいた食事サービスが用意されている。

【判断基準】

- a) サービス実施計画（個別支援計画）に基づいた食事サービスが用意されている。
- b) サービス実施計画（個別支援計画）に基づいた食事サービスの用意が十分ではない。
- c) サービス実施援計画に（個別支援計画）に基づいた食事サービスが用意されていない。

A-2-(1)-② 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本として美味しく、楽しく食べられるように工夫されている。

【判断基準】

- a) 食事が美味しく、楽しく食べられるように工夫をしている。
- b) 食事が美味しく、楽しく食べられるような工夫が十分ではない。
- c) 食事が美味しく、楽しく食べられるような工夫をしていない。

A-2-(1)-③ 喫食環境（食事時間を含む）に配慮している。

【判断基準】

- a) 喫食環境に配慮している。
- b) 喫食環境の配慮が十分ではない。
- c) 喫食環境に配慮していない。

2-(2) 入浴

A-2-(2)-① 入浴は、利用者の障がい程度や介助方法など個人的事情に配慮している。

【判断基準】

- a) 利用者の障がい程度や介助方法など個人的事情に配慮している。
- b) 利用者の障がい程度や介助方法など個人的事情の配慮が十分ではない。
- c) 利用者の障がい程度や介助方法など個人的事情に配慮していない。

A-2-(2)-② 入浴は、利用者の希望に沿って、安全かつ適切に行われている。

【判断基準】

- a) 利用者の希望に沿って、安全かつ適切に行われている。
- b) 利用者の希望に沿って、安全かつ適切に行われているが、十分ではない。
- c) 利用者の希望に沿って、安全かつ適切に行われていない。

A-2-(2)-③ 浴室・脱衣場等の環境は適切である。

【判断基準】

- a) 環境は適切である。
- b) 環境の確保及び取組体制はあるが、十分ではない。
- c) 環境は適切ではない。

2-(3) 排泄

A-2-(3)-① 排泄介助は快適に行われている。

【判断基準】

- a) 介助は快適に行われている。
- b) 介助は快適に行われるよう配慮しているが、十分ではない。
- c) 介助は快適に行われていない。

A-2-(3)-② トイレは清潔で快適である。

【判断基準】

- a) 清潔で快適である。
- b) 清潔で快適であるよう取組んでいるが、十分ではない。
- c) 清潔かつ快適ではない。

2-(4) 衣服

A-2-(4)-① 利用者の個性や好みを尊重し、衣服の選択について支援している。

【判断基準】

- a) 利用者の個性や好みを尊重した支援を行っている。
- b) 利用者の個性や好みを尊重した支援が十分ではない。
- c) 利用者の個性や好みを尊重した支援を行っていない。

A-2-(4)-② 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切である。

【判断基準】

- a) 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適切に行われている。
- b) 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応は適宜行われているが、十分ではない。
- c) 衣類の着替え時の支援や汚れに気づいた時の対応が適切に行われていない。

2-(5) 理容・美容

A-2-(5)-① 利用者の個性や好みを尊重し、選択について支援している。

【判断基準】

- a) 利用者の個性や好みを尊重した支援を行っている。
- b) 利用者の個性や好みを尊重した支援が十分ではない。
- c) 利用者の個性や好みを尊重した支援を行っていない。

A-2-(5)-② 理髪店や美容院の利用について配慮している。

【判断基準】

- a) 配慮している。
- b) 配慮しているが、十分ではない。
- c) 配慮していない。

2-(6) 睡眠

A-2-(6)-① 安眠できるように配慮している。

【判断基準】

- a) 配慮している。
- b) 配慮しているが、十分ではない。
- c) 配慮していない

2-(7) 健康管理

A-2-(7)-① 日常の健康管理は適切である。

【判断基準】

- a) 適切である。
- b) 配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切ではない。

A-2-(7) - ② 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる。

【判断基準】

- a) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整備されている。
- b) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制は整備されているが、取り組みが十分ではない。
- c) 必要時に、迅速かつ適切な医療が受けられる体制が整備されていない。

A-2-(7) - ③ 内服薬・外用薬等の扱いは確実に行われている。

【判断基準】

- a) 確実に行われている。
- b) 確実に行われるよう配慮しているが、十分でない。
- c) 確実に行われていない。

2-(8) 余暇・レクリエーション

A-2-(8) - ① 余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている。

【判断基準】

- a) 余暇・レクリエーションは利用者の希望が反映され、希望に沿って行われている。
- b) 余暇・レクリエーションは利用者の希望が反映されているが、十分ではない。
- c) 余暇・レクリエーションは利用者の希望が反映されていない。

2-(9) 外出、外泊

A-2-(9) - ① 外出は利用者の希望に応じて行われている。

【判断基準】

- a) 利用者の希望に応じて行われている。
- b) 利用者の希望に応じて行われているが、十分ではない。
- c) 利用者の希望に応じて行われていない。

A-2-(9) - ② 外泊は利用者の希望に応じるよう配慮されている。

【判断基準】

- a) 利用者の希望に応じて行われている。
- b) 利用者の希望に応じて行われているが、十分ではない。
- c) 利用者の希望に応じて行われていない。

2-(10) 作業

A-2-(10)-① 必要により作業を提供している。

【判断基準】

- a) 個別の能力、体力、希望等を把握して作業を提供している。
- b) 個別の能力、体力、希望等を把握して作業を提供しているが十分ではない。
- c) 作業を提供していない。

2-(11) 地域生活への移行

A-2-(11)-① 必要に応じて地域生活へ移行するための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 必要に応じて、地域生活へ移行するための支援が行われていて機能している。
- b) 必要に応じて、地域生活へ移行するための支援が行われていて機能しているが、十分ではない。
- c) 地域生活へ移行するための支援が行われていない。

2-(12) 所持金・預かり金の管理等

A-2-(12)-① 預かり金について、適切な管理体制が作られている。

【判断基準】

- a) 適切な管理体制が整備され、確実な取り組みが行われている。
- b) 管理体制が整備されているが、取り組みが十分ではない。
- c) 管理体制が整備されていない。

A-2-(12)-② 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意志や希望に沿って利用できる。

【判断基準】

- a) 利用者の意志や希望が尊重されている。
- b) 利用者の意志や希望に十分応じていない。
- c) 利用者の意志や希望に応じていない。

A-2-(12)-③ 嗜好品（酒、たばこ等）については、健康上の影響等に留意した上で、利用者の意志や希望が尊重されている。

【判断基準】

- a) 利用者の意志や希望が尊重されている。
- b) 利用者の意志や希望に十分応じていない。
- c) 利用者の意志や希望に応じていない。